

1 [令和5年]

2

3 大手新聞社Aで記者として働いていたXは、編集方針等の違いからAを退社し、現在は、フリー
4 ジャーナリストを自称し、B県を拠点に、主に環境問題について取材その他の活動を行っている。

5 しかし、Xの取材及び発表の手段は、Aの記者だったときとは変化している。取材の手段につい
6 て言えば、B県には、新聞社等の報道機関によって設立された取材・報道のための自主的な組織で
7 あるB県政記者クラブが存在するが、同クラブは、その規約上、日本新聞協会加盟社とこれに準ず
8 る報道機関から派遣された県政担当記者のみを構成員としており、フリージャーナリストである
9 Xは入会を認められていない。B県庁やB県警は、記者発表には、B県政記者クラブに所属する報
10 道機関の記者のみに出席を認めているため、Xは出席することができない。また、Xの発表の場は
11 主にインターネットとなり、自らの関心に応じて取材した内容を動画サイトに投稿し、閲覧数に応
12 じて支払われる広告料によって収入を得ている。環境問題に鋭く切り込むXの動画は若い世代を
13 中心に関心を集め、インフルエンサーとして認識されつつある。さらに、Xは、これまでに取材・
14 投稿した内容に基づくノンフィクションの著作1冊を公表している。

15 Xは、森林破壊に関する取材の過程で、SDGsに積極的にコミットしていることで知られる家
16 具メーカー甲が、実はコストを安く抑えるために、濫開発による森林破壊が国際的に強い批判を受
17 けているC国から原材料となる木材を輸入し、日本国内で加工し製品化しているのではないかと
18 考え、甲に取材を申し入れた。しかし、甲は、輸入元は企業秘密に当たるので回答できないとして、
19 これを拒否した。そこでXは、半年前に甲を退社し、現在は間伐材を活用したエコロジー家具の工
20 房を開いている元従業員乙に取材を申し入れた。乙は当初、「退職していても守秘義務があるから
21 何も話せない。」と言い、取材に応じることを断っていた。しかし、Xは乙の工房に通い詰めたば
22 かりか、乙が家族と住む自宅にまで執ように押し掛け、「あなたが甲の行為を黙認することは、環
23 境破壊に手を貸すのも同然だ。保身のためなら環境などどうなっても良いという、あなたのそんな
24 態度が世間に知れたら、エコロジー家具の看板にも傷がつく。それでいいのよ。」などと強く迫り、
25 エコフレンドリーという評判が低下し工房経営に悪影響が及ぶことを匂わせた。そこで乙は、最終
26 的には、名前を仮名にすること及び画像と音声を加工することを条件に、Xの求めに応じてインタ
27 ビューを受け、甲はC国から原材料を輸入していると語った。Xは、このインタビューに基づき、
28 「SDGsを標榜する甲の裏の顔」と題する動画を作成し、動画サイトに投稿した。動画には、乙
29 が特定されない加工が施されていたが、Xが繰り返し取材をし、取材対象者に強く証言を迫る様子
30 が映っていた。この動画は反響を呼び、その後、マスコミ各社が後追い報道を行ったこともあって、
31 濫開発による森林破壊に加担しているとして甲の製品の不買運動が起こるなどの影響をもたらし
32 た。

33 甲は、労働者との間に守秘義務契約を交わしており、同契約書には、原材料の輸入元を含む取引
34 先の情報は守秘義務の対象となる企業秘密に含まれること、守秘義務の対象となる情報は、退職後
35 においても、開示、漏えい又は使用しないことが明記されている。同契約書によれば、守秘義務に
36 反した場合は損害を賠償することとされている。

37 Xの作成した動画を見た甲は、乙が情報を漏えいしたと考え、乙に対して守秘義務違反に基づく
38 損害賠償請求訴訟を提起し、その訴訟においてXを証人として尋問することを求め、裁判所はこれ
39 を認めた。Xは、証人尋問においてインタビューに応じた者の名前を問われたが、民事訴訟法第1
40 97条第1項第3号所定の職業の秘密に該当するとして、証言を拒んだ。これに対し甲は、Xの証
41 言拒絶は認められないと主張している。

42 この証言拒絶について、Xの立場から憲法に基づく主張を述べた上で、それに対して想定される
43 反論や関連する判例を踏まえて、あなた自身の見解を述べなさい。

[解説]

1. 出題の概要

本問は、フリージャーナリストが民事訴訟において取材源について証言を求められた際にそれを秘匿することについて、憲法上の根拠の有無及び保護の範囲を問うものである。この問いに答えるためには、報道を行う上で不可欠の前提である取材の自由及び取材源秘匿について、それを享有する主体の範囲を含めて、判例及び学説の正確な理解とそれを事案に適用する能力とが必要である。(出題趣旨)

フリージャーナリストを自称するXが家具メーカー甲の元従業員乙を取材して得た内容を動画サイトに投稿したことに関して、甲が乙に対して守秘義務違反に基づく損害賠償請求訴訟を提起し、Xの証人尋問において、取材源の秘密について「職業の秘密」(民事訴訟法197条1項3号)として証言拒絶が認められるかが問題となっている。

本問では、取材源の秘密について「職業の秘密」として証言拒絶が認められるかについて、NHK記者証言拒否事件決定を踏まえて論じることになる。

最決 H18.10.3・百171

2. 判断枠組み

本問では、取材源の秘密について「職業の秘密」として証言拒絶が認められるかについて、憲法論として論じることが求められているのであって、法令違憲や適用違憲(処分違憲)の審査が問われているのではない。また、それ故に、権利保護論証→制約→正当化(目的手段審査など)という違憲審査の基本形が用いられる場面でもない。

3. 出題形式

問題文には、Xの証言拒絶が認められるかについて、「Xの立場から憲法に基づく主張を述べた上で、それに対して想定される反論や関連する判例を踏まえて、あなた自身の見解を述べなさい。」(42~43行目)とある。これは、三者間形式と呼ばれる出題形式である。

もともと、従来型の三者間形式とは異なると考えられる。

従来型の三者間形式では、原告・被告人側にフルスケールの主張をさせた上で、反論とそれを踏まえたあなた自身の見解を論じる必要がある。例えば、平成19年司法試験のヒアリングには、「今年は、教団の訴訟代理人の主張についてはフルスケールで述べさせることを前提にして、教団と反対側になる市側の主張については、自分の見解を展開する前提として踏まえればよいという形にした。」とある。

これに対し、本問では、「関連する判例」を踏まえた論述は、主として、「Xの立場から憲法に基づく主張を述べた上で」、「あなた自身の見解」として行うことが予定されている。

したがって、本問では、Xの主張については、「関連する判例」であるNHK記者証言拒否事件決定を踏まえたフルスケール型の主張として論じるべきではない。

とはいえ、Xの主張は、「憲法に基づく主張」でなければならないし、反論の対象となるものでもあるから、そのために必要な限度では、「関連する判例」であるNHK記者証言拒否事件決定を踏まえて論じざるを得ない。

4. 本問で問われていること

(1) 取材の自由及び取材源秘匿

ア. 取材の自由及び取材源秘匿の憲法上の位置付け

第一に問われるのは、取材の自由及び取材源秘匿の憲法上の位置付けである。判例（博多駅事件（最大判昭和44年11月26日刑集23巻11号1490頁））は、報道機関の報道は国民の知る権利に奉仕するものであり、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法第21条の保障の下にあるとする。取材の自由はその不可欠の前提であり、判例は「憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値いする」と述べる。そのため、学説においては、憲法第21条は取材の自由を直接保障していないとするものもあるが、表現の自由の一つとして憲法第21条の保障を受けるとする見解が有力である。また、取材源秘匿については「取材の自由を確保するために必要なものとして、重要な社会的価値を有する」と認められている（NHK記者証言拒絶事件（最判平成18年10月3日民集60巻8号2647頁））。(出題趣旨)

博多駅事件決定は、①報道機関の報道について、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない。」として、憲法21条1項による直接の保障を認める一方で、②報道機関による報道のための取材について、「このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値いするものといわなければならない。」として、憲法21条1項による保障を認めているものの、憲法21条1項により直接保障されることまでは認めていない。

NHK記者証言拒否事件決定は、報道関係者の取材源について、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の知る権利に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由と並んで、事実報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障の下にあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容を持つためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない（最高裁昭和44年（し）第68号同年11月26日大法廷決定・刑集23巻11号1490頁参照）」として博多駅事件決定を参照したうえで、「取材の自由の持つ上記のような意義に

基礎応用 192 頁 [判例 1]、論証集
81 頁 [論点 1]、最大決 S44.11.26・
百 173

基礎応用 196 頁 [判例 4]、論証集
81 頁 [論点 4]、最決 H18.10.3・百
171

照らして考えれば、取材源の秘密は、取材の自由を確保するために必要なものとして、重要な社会的価値を有するというべきである。」と述べている。

イ. フリージャーナリストの位置付け

ただし、上記の各判例は、いずれも「報道機関」を対象としたものであり、フリージャーナリストの位置付けは、判例上明確に示されていない。そこで、その点をどう判断するかが第二の論点となる。報道は国民の知る権利に奉仕するもので、そのために、取材の自由は「報道機関」に対して特に認められたものである。しかし、「報道機関」の範囲をどう捉えるかは議論の余地がある。Xのようなフリージャーナリストに取材の自由の保障が及ばないとすれば、そうした区分の合理性が問題となり、実質的に報道機関としての性質を備えているかで判断するとすれば、「報道機関」としての性質をどう捉えるかが問題となる。(出題趣旨)

博多駅事件決定も、同決定を前提とする NHK 記者証言拒否事件決定も、報道機関（又は報道関係者）を対象としたものであるため、フリージャーナリストの取材についてもこれらの判例の射程が及ぶかが問題となる。

その際、報道機関としての性質を踏まえながら、X のフリージャーナリストとしての活動（問題文 3～14 行目）も分析して、X のようなフリージャーナリストにも実質的な報道機関としての性質を備えているとして上記の各判例の射程を及ぼすことができるかを論じることになる。

(2) フリージャーナリスト X の取材活動が正当な取材活動に当たるか

第三に、本問では、フリージャーナリストは、取材相手に対して民事上の守秘義務契約があると知りながら、それに反する行為を強く迫っており、これが正当な取材活動に当たるか否かが問題となる。この点については、外務省秘密電文漏洩事件（最決昭和 53 年 5 月 31 日刑集 32 卷 3 号 457 頁）における「報道機関といえども……取材の手段・方法が……一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであっても、取材対象者の個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びる」との判示が参考になる。本問は、刑罰法令違反ではなく、民事上の守秘義務違反が問題となる事例であるが、上記判旨を踏まえ、かつ、本問で事実として示された取材の態様に照らして判断を示す必要がある。(出題趣旨)

最決 S53.5.31・百 175

(3) 取材源の秘匿

最後に、民事訴訟法第 197 条第 1 項第 2 号は一定の職業について、職務上知り得た事実で黙秘すべきものであることを理由とする証言拒絶を認め、さらに、同項第 3 号で概括的に「技術又は職業の秘密に関する事項」について証言拒絶を認めている。フリージャーナリストは同項第 2 号に列

挙げられた職業には該当しないため、同項第3号による保護が及ぶかどうか
が問題となる。これについて、判例（NHK記者証言拒絶事件）は「職業
の秘密に当たる場合においても……直ちに証言拒絶が認められるものでは
なく、そのうち保護に値する秘密についてのみ証言拒絶が認められ」、
「保護に値する秘密であるかどうかは、秘密の公表によって生ずる不利益
と証言の拒絶によって犠牲となる真実発見及び裁判の公正との比較衡量
により決せられる」とした上で、「報道関係者の取材源は、一般に、それが
みだりに開示されると、報道関係者と取材源となる者との間の信頼関係が
損なわれ、将来にわたる自由で円滑な取材活動が妨げられることとなり、
報道機関の業務に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になると解され
るので、取材源の秘密は職業の秘密に当たる」としている。上記判旨をも
踏まえて、結論を示す必要がある。（出題趣旨）

最決 S53.5.31・百175

（判例）NHK 記者証言拒否事件

事案：アメリカ合衆国の食品会社が合衆国を被告として合衆国アリゾナ州地
区連邦地方裁判所に提起した損害賠償請求事件（以下「本件基本事件」
という。）における開示（ディスカバリー）の手續として、同裁判所は、
日本に居住する NHK 記者の証人尋問を日本の裁判所に嘱託し、同証人
尋問において、取材源の特定に関する事項について「職業の秘密」（民事
訴訟法 197 条 1 項 3 号）として証言を拒絶することの可否が問題となっ
た。

要旨：民訴法は、公正な民事裁判の実現を目的として、何人も、証人として
証言をすべき義務を負い（同法 190 条）、一定の事由がある場合に限り
て例外的に証言を拒絶することができる旨定めている（同法 196 条、197
条）。そして、同法 197 条 1 項 3 号は、「職業の秘密に関する事項につ
いて尋問を受ける場合」には、証人は、証言を拒むことができると規定し
ている。ここにいう「職業の秘密」とは、その事項が公開されると、当
該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるものをいうと解さ
れる（最高裁平成 11 年（許）第 20 号同 12 年 3 月 10 日第一小法廷決
定・民集 54 卷 3 号 1073 頁参照）。もっとも、ある秘密が上記の意味で
の職業の秘密に当たる場合においても、そのことから直ちに証言拒絶が
認められるものではなく、そのうち保護に値する秘密についてのみ証言
拒絶が認められると解すべきである。そして、保護に値する秘密である
かどうかは、秘密の公表によって生ずる不利益と証言の拒絶によって犠
牲になる真実発見及び裁判の公正との比較衡量により決せられるとい
うべきである。

報道関係者の取材源は、一般に、それがみだりに開示されると、報道
関係者と取材源となる者との間の信頼関係が損なわれ、将来にわたる自
由で円滑な取材活動が妨げられることとなり、報道機関の業務に深刻な
影響を与え以後その遂行が困難になると解されるので、取材源の秘密は
職業の秘密に当たるというべきである。そして、当該取材源の秘密が保

護に値する秘密であるかどうかは、当該報道の内容、性質、その持つ社会的な意義・価値、当該取材の態様、将来における同種の取材活動が妨げられることによって生ずる不利益の内容、程度等と、当該民事事件の内容、性質、その持つ社会的な意義・価値、当該民事事件において当該証言を必要とする程度、代替証拠の有無等の諸事情を比較衡量して決すべきことになる。

そして、この比較衡量にあたっては、次のような点が考慮されなければならない。

すなわち、報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の知る権利に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由と並んで、事実報道の自由は、表現の自由を規定した憲法 21 条の保障の下にあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容を持つためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法 21 条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない（最高裁昭和 44 年（し）第 68 号同年 11 月 26 日大法廷決定・刑集 23 卷 11 号 1490 頁参照）。取材の自由の持つ上記のような意義に照らして考えれば、取材源の秘密は、取材の自由を確保するために必要なものとして、重要な社会的価値を有するといふべきである。¹⁾ そうすると、当該報道が公共の利益に関するものであって、その取材の手段、方法が一般の刑罰法令に触れるとか、取材源となった者が取材源の秘密の開示を承諾しているなどの事情がなく、しかも、当該民事事件が社会的意義や影響のある重大な民事事件であるため、当該取材源の秘密の社会的価値を考慮してもなお公正な裁判を実現すべき必要性が高く、そのために当該証言を得ることが必要不可欠であるといった事情が認められない場合には、当該取材源の秘密は保護に値すると解すべきであり、証人は、原則として、当該取材源に係る証言を拒絶することができるものと解するのが相当である。

これを本件についてみるに、本件 NHK 報道は、公共の利害に関する報道であることは明らかであり、その取材の手段、方法が一般の刑罰法令に触れるようなものであるとか、取材源となった者が取材源の秘密の開示を承諾しているなどの事情はうかがわれず、一方、本件基本事件は、株価の下落、配当の減少等による損害の賠償を求めているものであり、社会的意義や影響のある重大な民事事件であるかどうかは明らかでなく、また、本件基本事件はその手続がまだ開示（ディスカバリー）の段階にあり、公正な裁判を実現するために当該取材源に係る証言を得ることが必要不可欠であるといった事情も認めることはできない。

¹⁾ 報道関係者の取材源秘匿権について、判例が憲法上の権利として承認しているのかは定かではない。もっとも、学説の多数は、取材活動が取材源との信頼関係によって成り立つことを考慮して、憲法上の保障を受けることを認めている。その際、取材源秘匿権の根拠は、取材源の利益や報道関係者の利益ではなく、情報の自由な流通に対する公衆の利益の保護にあるとする公共的利益説が通説である（百 I 71・解説 2）。また、調査官解説も、公共的利益説の立場から、取材源秘匿権には憲法上の根拠があると解している（精読憲法〔人権編〕449 頁・⑮）。

したがって、相手方は、民訴法 197 条 1 項 3 号に基づき、本件の取材源に係る事項についての証言を拒むことができるというべきであり、本件証言拒絶には正当な理由がある。

5. 出題趣旨の整理

出題趣旨では、本問で問われていることとして、①取材の自由及び取材源秘匿の憲法上の位置付け、②フリージャーナリストの取材も報道機関の取材と同様に憲法 21 条 1 項により保障されるか、③フリージャーナリスト X の取材活動が正当な取材活動に当たるか（外務省秘密電文漏洩事件決定）、④取材源の秘匿（NHK 記者証言拒絶事件決定）の 4 点が掲げられている。もともと、①→②→③→④という流れで言及するわけではない。

本問では、取材源について「職業の秘密」（民事訴訟法 197 条 1 項 3 号）として証言を拒絶することの可否が問われているため、④NHK 記者証言拒絶事件決定の判断枠組みを用いることになる、したがって、①、②及び③は、④同決定の枠組みの中に落とし込んで論じることになる。

6. 答案の流れ

本問では、NHK 記者証言拒否事件決定を踏まえて、①取材源の秘密が「職業の秘密」に当たるかと、②取材源の秘密が「職業の秘密」のうち保護に値する秘密に当たるか（比較衡量）について論じることになり、その際、本決定の判断枠組みについてしっかりと論証することが求められていると考えられる。この意味において、本問では、判例の理論面に関する論述にも相当大きな配点があると考えられる。

まず初めに、本決定が報道機関における報道関係者の取材源に関するものであることから、大手新聞社 A を退社してフリージャーナリストを自称して取材その他の活動を行っている X の取材源についても本決定の判断枠組みの射程が及ぶのが問題となる。その際、本決定が報道機関の取材の自由の憲法上の保障を認めた博多駅事件決定を前提とするものであることから、フリージャーナリストの取材活動も憲法 21 条 1 項により保障されるかという形で、博多駅事件決定の射程も問題となる。

次に、①・②の要件のうち、争点となるのは②である。②に関する当てはめでは、本決定の要旨のうち、「当該報道が公共の利益に関するものであって、その取材の手段、方法が一般の刑罰法令に触れるとか、取材源となった者が取材源の秘密の開示を承諾しているなどの事情がなく、しかも、当該民事事件が社会的意義や影響のある重大な民事事件であるため、当該取材源の秘密の社会的価値を考慮してもなお公正な裁判を実現すべき必要性が高く、そのために当該証言を得ることが必要不可欠であるといった事情が認められない場合には、当該取材源の秘密は保護に値すると解すべきであり、証人は、原則として、当該取材源に係る証言を拒絶することができる」という部分を用いることになる。

なお、問題文には、「乙は当初、「退職していても守秘義務があるから何も話せない。」と言い、取材に応じることを断っていた。しかし、Xは乙の工房に通い詰めばかりか、乙が家族と住む自宅にまで執ように押し掛け、「あなたが甲の行為を黙認することは、環境破壊に手を貸すのも同然だ。保身のためなら環境などどうなっても良いという、あなたのそんな態度が世間に知れたら、エコロジー家具の看板にも傷がつく。それでいいのか。」などと強く迫り、エコフレンドリーという評判が低下し工房経営に悪影響が及ぶことを匂わせた。」(20～25行目)という、Xの取材の手段・方法が脅迫罪(刑法222条1項)や強要罪(刑法223条1項)に当たり得ることを伺わせる事情があり、この点に関する判例として外務省秘密電文漏洩事件決定が想起される。もっとも、本問で問われていることは、取材源の秘密について「職業の秘密」として証言拒絶することの可否であるから、記者の漏示^{しやうしやう}懲^{しやう}遯^{しやう}行為に関する刑事責任が正面から問われた外務省秘密漏洩事件決定の枠組みをそのままの形で使うことはできない。Xの取材の方法・手段の問題点は、②に関する当てはめにおいて、「その取材の手段、方法が一般の刑罰法令に触れる…などの事情がなく」という要件との関係で論じるものであり、外務省秘密漏洩事件決定はその際に参照するにとどめるべきである。

基礎応用 194 頁 [判例 3]、論証集

最決 S53.5.31・百 175

[模範答案]

1 第1. Xの主張

2 1. 「職業の秘密」(民事訴訟法197条1項3号)とは、その事項が公開されると、当
3 該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるものをいう。

4 報道機関の報道の自由は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、
5 重要な判断の資料を提供し、国民の知る権利に奉仕するものであるから、「表現の自
6 由」として憲法21条1項により直接保障される。また、報道のための取材の自由
7 は、報道機関の報道が正しい内容をもつために必要であるから、憲法21条の精神
8 に照らし十分尊重に値するものとして、憲法21条によって保障される(博多駅事
9 件決定参照)。

10 取材する報道関係者と取材源となる者との間に取材源を秘匿するという信頼関
11 係があって、初めて取材源となる者から正確な情報が提供される。この意味におい
12 て、取材源の秘匿は、自由で円滑な取材活動とそれに基づく正確な報道の前提要件
13 であるといえる。そうすると、一般に、報道関係者の取材源がみだりに開示される
14 と、報道関係者と取材源となる者との間の信頼関係が損なわれ、将来にわたる自由
15 で円滑な取材活動が妨げられることとなり、報道機関の業務に深刻な影響を与え以
16 後その遂行が困難になる。したがって、取材源の秘密は「職業の秘密」に当たる。

17 2. よって、インタビューに応じた者の名前は、取材源の秘密として「職業の秘密」
18 に該当するから、Xの証言拒絶が認められる。

19 第2. あなた自身の見解

20 1. 「職業の秘密」のうち保護に値する秘密についてのみ証言拒絶が認められ、保護に
21 値する秘密であるかどうかは、秘密の公表によって生ずる不利益と証言の拒絶によ
22 って犠牲になる真実発見・裁判の公正との比較衡量により決せられる。報道機関の

1 報道の自由とそのための取材の自由は憲法 21 条により保障されており、取材源の
2 秘密は、取材の自由を確保するために必要なものとして重要な社会的価値を有する
3 といえる。そこで、①当該報道が公共の利益に関するものであって、②その取材の
4 手段・方法が一般の刑罰法令に触れるとか、取材源となった者が取材源の秘密の開
5 示を承諾しているなどの事情がなく、しかも、③当該民事事件が社会的意義や影響
6 のある重大な民事事件であるため、当該取材源の秘密の社会的価値を考慮してもな
7 お公正な裁判を実現すべき必要性が高く、そのために当該証言を得ることが必要不
8 可欠であるといった事情が認められない場合には、当該取材源の秘密は保護に値す
9 るといえ、証人は、原則として当該取材源に係る証言を拒絶することができる
10 する（NHK 記者証言拒絶事件決定参照）。

11 2. 甲は、NHK 記者証言拒絶事件決定は報道機関を対象としたものであるから、フリー
12 ジャーナリストである X にはその射程は及ばないと反論する。

13 確かに、X は、大手新聞社を退社し、現在は、フリージャーナリストを自称し、
14 取材その他の活動を行っている者であるから、報道機関の構成員ではない。また、
15 X は、新聞社等の報道機関によって設立された取材・報道のための自主的な組織で
16 ある B 県政記者クラブの構成員でもなければ、B 県庁や B 県警の記者発表に出席
17 することもできないから、X の取材その他の活動は報道機関のそれと異なる。

18 しかし、X は、フリージャーナリストを自称して、主に環境問題について取材そ
19 の他の活動を行っており、発表の場を主にインターネットとし、自らの関心に応じ
20 て取材した内容を動画サイトに投稿しており、環境問題に鋭く切り込む X の動画は
21 若い世代を中心に関心を集め、インフルエンサーとして認識されつつある。さらに、
22 X は、これまでに取材・投稿した内容に基づくノンフィクションの著作 1 冊を公表

1 している。このように、Xは、若い世代の中心とする多くの国民に対し、主に環境
2 問題に関する事実を伝えることで、国民の知る権利に奉仕する者であるから、Xの
3 取材とそれに基づく動画投稿等による事実伝達は、報道機関の取材・報道に準ずる
4 ものとして、憲法21条により保障されると解すべきである。したがって、第2・1
5 の判断枠組みは、Xの証言拒絶にも適用されると考える。

6 3. 甲は、Xが動画サイトから広告料を得ているためXの活動には公共性がないこと、
7 Xは乙が守秘義務を負っていることを知りながら乙に強く迫ってインタビューを行
8 っておりこれは正当な取材活動であるとはいえないことなどから、Xのインタビュ
9 ーに応じた者の名前は「職業の秘密」として保護されないと反論する。しかし、以
10 下の理由から、Xの反論は認められない。

11 Xは、森林破壊に関する取材の過程で、SDGsに積極的にコミットしていること
12 で知られる家具メーカー甲が、実はコストを安く抑えるために、濫開発による森林
13 破壊が国際的に強い批判を受けているC国から原材料となる木材を輸入し、日本国
14 内で加工し製品化しているのではないかと考え、甲の元従業員乙に取材を申し入れ、
15 甲がC国から原材料を輸入していると語ったことから、甲のインタビューに基づき、
16 「SDGsを標榜する甲の裏の顔」と題する動画を作成し、動画サイトに投稿した。
17 Xが投稿した動画は、森林破壊という重要な環境問題に関するものであるから、公
18 共の利益に関するものであるといえる(①)。なお、Xは、取材した内容を動画サイ
19 トに投稿し、閲覧数に応じて支払われる広告料によって収入を得ているが、報道機
20 関も広告料などの利益を得ながら運営されているのだから、Xが動画サイトから広
21 告料を得ていることは、Xの動画投稿が公共の利益に関するものであることを否定
22 するものではない。

1 Xは、乙が甲に対する守秘義務を理由として取材に応じることを断ったにもかか
2 わらず、乙の工房に通い詰めたばかりか、乙が家族と住む自宅にまで執ように押し
3 掛け、「あなたが甲の行為を黙認することは、環境破壊に手を貸すのも同然だ。保身
4 のためなら環境などどうなっても良いという、あなたのそんな態度が世間に知れた
5 ら、エコロジー家具の看板にも傷がつく。それでいいのか。」などと強く迫り、エコ
6 フレンドリーという評判が低下し乙のエコロジー家具の工房の経営に悪影響が及ぶ
7 ことを匂わせ、その結果、乙は、Xのインタビューに応じた。Xの取材の手段・方
8 法は、脅迫罪（刑法222条1項）や強要罪（刑法223条1項）の構成要件に当たり
9 得るものであるが、仮にそうであっても、生命・身体に対する害悪告知を伴うもの
10 ではないうえに、乙の評判が悪化する事態を匂わせるにとどまるものであることか
11 ら、取材活動による正当業務（刑法35条）として違法性が阻却されるというべきで
12 ある。したがって、Xの取材の手段・方法が一般の刑罰法令に触れるとはいえない。
13 また、乙は、名前を仮名にすること及び画像と音声を加工することを条件に、イン
14 タビューに応じたのだから、乙が取材源の秘密の開示について承諾しているなどの
15 事情もない(②)。

16 本件民事事件は、甲が乙の退職後の守秘義務違反を理由として提起した損害賠償
17 請求訴訟であり、賠償請求に係る損害は甲の製品の不買運動による取引機会の喪失
18 に関するものであると考えられる。そうすると、本件民事事件が社会的意義や影響
19 のある重大な民事事件であるために、当該取材源の秘密の社会的価値を考慮しても
20 なお公正な裁判を実現すべき必要性が高いとはいえない(③)。

21 以上より、インタビューに応じた者の名前は、保護に値する秘密に当たり、「職業
22 の秘密」として保護されるから、Xの証言拒絶が認められる。 以上